

年金裁定請求書

日本赤十字社企業年金基金理事長 殿

(年金として受ける老齢給付金の請求)

令和 5年 12月 25日提出

氏名	(フリガナ) ネンキン	ミサキ	性別	生年月日
	(氏) 年金	(名) 美咲 <small>(自署でないときは押印してください)</small>	男・女 <input checked="" type="radio"/>	昭和 34年 11月 14日
住所	郵便番号	(フリガナ) サイタマケン	基金加入者証の加入者番号	
	3451234	埼玉 都道府県 北葛飾郡杉戸町	3000001234	
電話	セイジ 2 チョウメ 9 バン 29 ゴウ		経過措置年金(どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)	
	清地2丁目9番29号		<input checked="" type="checkbox"/> 10年保証終身年金として受ける <input type="checkbox"/> 10年確定年金として受ける <small>※旧基金基本年金受給者は、当欄に記入せず、「給付選択届兼裁定請求書」を提出してください。</small>	
年金の受取方法	自宅 (0484) - (33) - (3333)	資格喪失日		平成 5 年 12 月 1 日 受付日付印
	携帯 (090) - (3333) - (5555)	銀行 信金 白小鳩 信組 農協 杉戸 店		
① 銀行等振込	金融機関コード・店番号も必ず記入してください (右詰で記入してください)			退職日の翌日
	金融機関コード 7777	店番号 012	本人名義口座番号 0120012	
② ゆうちょ振込	記号番号	1	0 -	

加入者証から転記

必ずいずれかに
->経過措置年金とは?
ホームページの「よくある質問」へ

退職日の翌日

ご注意

- 当基金の年金を請求する際は、この請求書の氏名欄に自署して提出してください。
- この請求書には、次の書類を添付してください。
 - 生年月日に関する市区町村長の証明書(裏面に掲載)、または戸籍の抄本または住民票
 - その他、当基金から請求のあった書類
 なお、加入者証を添えることができないときは、請求書の余白にその事由を記入してください。
- 経過措置年金は、旧基金での年金受給権がなく、旧基金の基本部分を一時金などで清算していない方に支給します。
- 年金を選択一時金として受給しようとする場合は、当基金あてお問い合わせください。
- 受取方法の欄は、通帳またはキャッシュカードなどで、支店名、口座番号などを確認のうえ、記入してください。
- 年金の支払いは当基金の指図により、みずほ信託銀行が代行します。